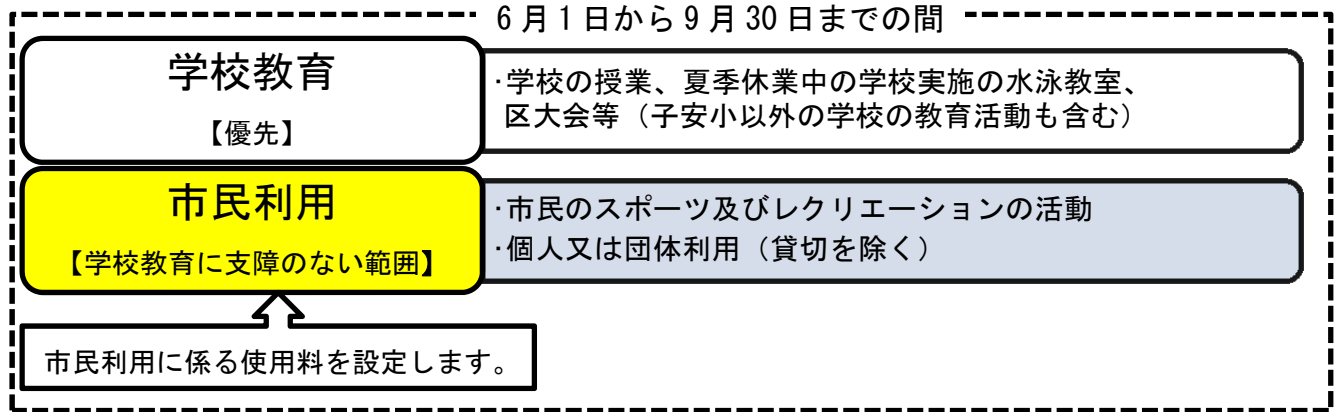


市第61号議案 横浜市立子安小学校プール使用料条例の制定

1 趣旨

学校教育に支障のない範囲内で、横浜市立子安小学校のプール（附帯設備を含む。）をスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し必要な事項を定めるため、使用料条例を制定します。



2 条例の概要

(1) 使用料

1時間までにつき300円の範囲内で教育委員会規則で定める額とします。徴収方法は前納とし、不足額が生じた場合は、退場時に精算するものとします。

(2) 使用料の減免

必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができるものとします。

(3) 使用料の不返還

既納の使用料は返還しないものとします。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができるものとします。

(4) 委任

この条例に定めるもののほか、プールの開場日、開場時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

3 条例の施行予定日

教育委員会規則で定める日

4 使用料の設定

子安小学校の移転新築に合わせて入江町公園プールを廃止し、子安小学校プールを市民利用に供するため、使用料の設定にあたっては、横浜市公園条例や現行の入江町公園プールの利用料金を参考に、規則で定めます。

5 今後の予定

2月に規則案への意見公募を行い、3月の教育委員会において規則を定めます。プールについては、5月末に竣工、6月に供用開始を予定しています。